

○棚倉町定住促進空き家取得補助金交付要綱

平成30年3月30日

要綱第12号

(趣旨)

第1条 町は、空き家の利用促進と本町への移住を推進するため、空き家を取得して自ら居住しようとする県外からの移住者に対し、棚倉町補助金等の交付等に関する規則（昭和57年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 棚倉町空き家等情報活用制度要綱（平成19年要綱第20号）による空き家バンクに登録されている町内の住宅及び建築物で、売買契約をした日の前日までの3か月以上居住その他の使用をしていない状態にあるものをいう。
- (2) 定住 生活の本拠を置くことをいう。
- (3) 移住者 平成27年4月1日以降に県外の市区町村から町内に転入した者又は転入する者をいう。
- (4) 転入 他市町村の住民基本台帳から棚倉町の住民基本台帳に記録され、居住することをいう。
- (5) 取得 空き家を、自己の居住の用のために購入し、不動産登記法第3条第1項に規定する所有権の移転登記を完了したものをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助対象住宅とは、次に掲げる要件をすべて満たす空き家とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合していること。
- (2) 戸建住宅の延べ面積が、住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日閣議決定）において定める一般型誘導居住面積水準（以下「居住面積水準」という。）以上であること。ただし、併用住宅においては、住宅の用途に供する部分の床面積が、建築物全体の延べ床面積の2分の1以上占める空き家で、かつ、住宅の用途に供する部分の面積が、居住面積水準以上であること。
- (3) 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された住宅を取得する場合には、耐震診断を事業完了日までに実施すること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、移住者が定住するために取得した空き家の取得に係る経費とし、次の経費を除いたものとする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構等に係る経費
- (3) 併用住宅の住宅部分に係る以外の経費

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象住宅に自ら居住する移住者であること。
- (2) 事業完了の日に属する年度の翌年度から起算して3年以上補助対象住宅に定住する意志があること。
- (3) 補助金交付申請を行う日の属する年度の4月1日以降に補助対象住宅の売買契約を締結し、原則として補助金交付申請年度内に補助対象住宅を取得し、本町に定住していること。
- (4) 補助対象者（補助対象者が属する世帯員を含む。）が町税等を滞納していないこと。

(補助金の額)

第6条 交付する補助金の額は、福島県が施行する「来て ふくしま 住宅支援事業」の補助基本額を含めた額とし、第4条に定める経費の2分の1以内の額（ただし、500,000円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助対象者の住民票
- (2) 補助対象住宅の売買契約書の写し
- (3) 補助対象住宅の平面図及び写真（空き家の状況が分かるもの）
- (4) 誓約書兼同意書（第2号様式）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助対象住宅の売買契約締結後速やかに行わなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、補助金の交付を決定したときは、規則第7条第1項の規定に基づき、補助金

交付決定通知書（第 3 号様式）により、その内容等を補助対象者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第 9 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づく事業内容の変更又は規則第 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づく事業を中止しようとするときは、速やかに補助金変更等承認申請書（第 4 号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の補助金変更等承認申請があったときは、速やかにその内容を審査、変更の交付決定等をし、補助金変更・中止決定通知書（第 5 号様式）により通知するものとする。

（実績の報告）

第 10 条 補助対象者は、補助対象住宅を取得し、補助対象住宅に定住した日から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（第 6 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、規則第 13 条に規定する実績報告を行わなければならない。

- (1) 補助対象者の住民票
- (2) 補助対象住宅の不動産登記事項証明書
- (3) 領収書の写し（支払額の確認が取れるもの）
- (4) 補助対象住宅の現況写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 11 条 町長は、前条の補助金実績報告書を受理した場合は、規則第 14 条の規定により、その内容の審査及び現地調査等を実施し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に補助金の額の確定通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 町長は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

2 補助対象者は、前項の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書（第 8 号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 13 条 町長は、補助対象者が、次のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の取り消しの決定を行った場合には、交付決定取消通知書（第9号様式）により、その旨を補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助対象者に対し補助金返還命令書（第10号様式）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第15条 本事業により取得した空き家が、規則第18条の規定に基づき財産処分の制限を受ける期間は、5年とする。

（県との連携）

第16条 本事業は、福島県の「来て ふくしま 住宅取得支援補助事業」補助金を活用するものであり、町は県と十分に連携し、適切な役割分担の下で効果的に事業を執行するものとする。

（その他）

第17条 補助金の交付等に関しては、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年要綱第11号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

